

令和 4 年 10 月 1 日

会員各位

一般社団法人
特定ラジオマイク運用調整機構

電波利用料の改定について

皆様が納めて頂いている電波利用料は、総務省が 3 年以内をめぐりに見直しをおこなっております。令和 4 年はその年にあたり、特定ラジオマイクに関する電波利用料も下表のとおり改定されました。

これらは令和 4 年 10 月 1 日から施行されています。

※電波利用料の応当日が「10 月1日」以降の免許について、新しい利用料の対象となります(=無線局免許状の「免許の年月日」が、10 月 1 日以降のもの)。

※電波利用料を前納している場合、差額について還付または追徴となります。

※詳しくは、下記 URL の総務省「電波利用ホームページ」をご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/sum/money.htm>

周波数帯	改定前の利用料	改定後の利用料
TVWS 帯 (470~710MHz)	400 円	400 円
特定ラジオマイク専用帯 (710~714MHz)	400 円	400 円
TVWS 帯+特定ラジオマイク専用帯 (470~714MHz)	900 円	700 円
1.2GHz帯 (1240~1252MHz、1253~1260MHz)	900 円	700 円

※1局あたりの料額です